

選定審査方法について

(堺市立農業公園「交流施設」)

1. 審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、選定基準に基づき、応募書類の審査及び面接審査により選定を行います。
- (2) すべての団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定し、得点が次順位の応募団体を次点の候補者として選定します。
- (3) 採点において同点になった場合は、2. 審査点数について(3)の規定により、審議のうえ指定管理者の候補者を決定します。
- (4) 選定後から基本協定の締結までの間に指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合は、次点の候補者を指定管理者の候補者とします。

2. 審査点数について

- (1) 堺市立農業公園条例第19条の第3項に規定する指定の要件を基本として、堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会において応募の書類の審査及び面接審査の総合評価方式により実施します。
- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施し、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定します。ただし、得点が満点の60%以上に達した団体がない場合は適格者なしとします。
- (3) 最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の審査項目表中の優先順位の順に、審査項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して、最上位の候補者を決定します。また、得点が次順位の団体を次点の候補者とし、基本協定締結の日までに選定された候補者との協議が不調となった場合及び欠格項目に該当した場合は、次点の団体を候補者とします。

優先順位	審査項目
第1位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第2位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第3位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること
第4位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第5位	(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

(4) これらの選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定します。

3. 採点の基準

採点は、次の表を基本として行うものとします。

採点基準	配点 5 点	配点 10 点	配点 15 点	配点 30 点
特に優れている (高度な能力を有している)	5 点	9~10 点	13~15 点	25~30 点
優れている (優れた能力を有している)	4 点	7~8 点	10~12 点	19~24 点
普通 (能力を有している)	3 点	5~6 点	7~9 点	13~18 点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	2 点	3~4 点	4~6 点	7~12 点
不十分 (能力が乏しい)	1 点	1~2 点	1~3 点	1~6 点
劣っている (能力がない)	0 点	0 点	0 点	0 点

4. 点数の付与

下記の条例に定める指定の要件の審査においては、次のとおり点数を付与します。

(1) 管理経費の縮減

該当要件		配点
市の指定管理料の積算額（平均額・小数第1位四捨五入）と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、削減率（小数第2位四捨五入）に応じて付与	2%以上4%未満	1点
	4%以上6%未満	2点
	6%以上8%未満	3点
	8%以上	4点

(2) 市長が定める要件

応募書類の提出日において、応募団体が次に該当する場合、6点を上限に項目ごとに2点を付与します。グループ応募の場合は、4及び6の項目を除き、すべての者が満たしている際に付与となります。

	該当要件	配点
1	次のいずれかに該当する場合 （グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。） ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和5年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者	2点
2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条による認定を受けている場合	2点
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合	2点
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	2点
5	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止（同項第3号）を行っている場合（同項第2号の継続雇用制度は対象外）	2点
6	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	2点
7	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合	2点